

産業公害対策特別委員会議録 第七号

昭和四十二年五月三十一日(水曜日)

午後一時四十分開議

出席委員

委員長 八木 一男君

理事 天野 公義君

理事 丹羽 兵助君

理事 島本 虎三君

理事 田村 良平君

理事 三原 朝雄君

理事 工藤 良平君

理事 中谷 鉄也君

理事 岡本 富夫君

理事 折小野良一君

理事 葉梨 信行君

理事 河上 民雄君

理事 中井徳次郎君

理事 吉田 之八君

理事 折小野良一君

理事 葉梨 信行君

理事 河上 民雄君

理事 中井徳次郎君

理事 吉田 之八君

理事 折小野良一君

理事 葉梨 信行君

理事 河上 民雄君

理事 中井徳次郎君

理事 吉田 之八君

理事 折小野良一君

理事 葉梨 信行君

理事 河上 民雄君

理事 中井徳次郎君

理事 吉田 之八君

理事 折小野良一君

理事 葉梨 信行君

理事 河上 民雄君

理事 中井徳次郎君

理事 吉田 之八君

理事 折小野良一君

理事 葉梨 信行君

出席政府委員

運輸大臣 大橋 武夫君

警察庁保安局長 今竹 義一君

大蔵省関税局長 谷川 宏君

厚生政務次官 田川 誠一君

厚生省環境衛生局長 館林 宣夫君

水産庁次長 山中 義一君

文部省体育局長 西村 勝巳君

育課長 鈴木 珊吉君

運輸大臣官房審議官 鈴木 珊吉君

委員外の出席者

文部省体育局長 西村 勝巳君

育課長 鈴木 珊吉君

運輸大臣官房審議官 鈴木 珊吉君

委員外の出席者

文部省体育局長 西村 勝巳君

育課長 鈴木 珊吉君

運輸大臣官房審議官 鈴木 珊吉君

委員外の出席者

文部省体育局長 西村 勝巳君

育課長 鈴木 珊吉君

運輸大臣官房審議官 鈴木 珊吉君

委員外の出席者

文部省体育局長 西村 勝巳君

育課長 鈴木 珊吉君

運輸大臣官房審議官 鈴木 珊吉君

委員外の出席者

案(内閣提出第六〇号)
産業公害対策に関する件(産業公害対策の基本施策)

○八木委員長 これより会議を開きます。

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。

折小野良一君。

○折小野委員 ただいま御提案になっておりますこの船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律案、この法律が成立することによってまいりますと、当然に、この法律の目的でありますところの船舶の油による海水の汚濁を防止するために、船舶から海上に油を排出することが一般的に禁止される、こういうことになるわけでございます。

ところで、この法律におきましては、その第三章におきまして、廃油の処理事業を行なうとする者につきまして、種々の監督規定を設けておるわけでございます。この廃油処理事業を行ないます者が、この事業を行なうために、すなわちタンクローニングの施行あるいはスロップ水の処理、こういうことのために処理施設を有する港に入港する、入港しなければならぬ、こういうことが起るわけでございますが、そうした場合におきましては、これはあくまでもこの法に基づいて海水の汚濁を防止する、そういう目的に沿った作業のために入港する、こういうことになるわけでございます。その入港の姿というのは、通常の場合の船舶の入港というものは当然違って、その目的が異なる、こういうことがいわれるわけでございます。ところが、現行法の制度のもとにおきましては、こういう場合におきまして入

港する船舶から入港とん税を取る。入港とん税を支払わなければならない。あるいは不開港の場合に不開港手数料を支払わなければならない、こういうようなことになっておるようには承知をいたしておるわけであります。もともこの法律の趣旨は油による海水の汚濁を防止するのが目的でございますし、その目的を果たすために廃油処理事業者の許可を行ない、またその事業を有効に行なわせるようというのが目的でございます。その作業のために入港のつどとん税あるいは手数料をとる、こういうようなことは本来の趣旨に沿わない、こういうふうな私ども考えるわけでございます。こういう事態に対しまして運輸省としての御見解をお伺いをいたしておきたいと思ひます。

○谷川(宏)政府委員 ただいまお尋ねのとん税及び特別とん税または不開港に入ります場合の入港手数料の問題でございますが、本法が公布され、施行されますのはことしの秋ごろというふうに承知しておりますので、それまでに私ども結論を出す予定にしております。考え方はいたしましては、御承知と思ひますけれども、とん税法の第七条に、外国貿易船が開港に入港した場合におきましては、たとえ「海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する場合」に検査のみを目的として一時入港する場合、こういう場合にはとん税を課さないことになっております。また、この法律の規定によりまして、いま申し上理由に準ずるやむを得ない理由があるときは同じくとん税を課さない、私どもの解釈をいたしましては、廃油の処理のみを目的として入港する場合、すなわち、ほかの荷物を積みおろししない、廃油の処理のみを目的として入港する場合に準ずるものとして、そういう方向でとん税を課さない。したがって、特別とん税あるいは不開港におきま

しても不開港入港手数料を課さないような方向で通達を出す予定にしております。

○折小野委員 ただいま大蔵省としての御見解をお聞かせいたしました。ただいまの大蔵省の御見解と申しますのは、おそらく運輸省の御見解とも通じての大体のお考えだろうというふうに考えるわけでございますが、この秋ごろからということになつてまいりますと、やはりはつきりしておいたほうがいいのではなからうか。ただいまとん税法の七条の検査のみを目的とする場合に準じてという御意見がございましたが、通常考えまして、この規定に準じてということとは、どうなんでしょうか、検査のみを目的として入る場合に廃油の処理を目的として入る場合を準じて考えるということとは、法律理論的な問題等もいろいろあると思ひますが、はたしていかかと思ひます。したがって、この際、そういうような面がありますならば、何とか制度を早急に改めて、この法律が成立いたしますと同時にそのような規定を整備されるということが望ましいことじやないかと思ひるのでございます。

○谷川(宏)政府委員 ただいまお尋ねのように、私どもこの法律が施行される際に間に合わせるように、このとん税、特別とん税、不開港手数料を課さない措置を講じたいと思ひます。念のため申し上げますと、七条の法律の規定は、一応とん税法ができましたときに、考えられます事例を列挙しておりましたけれども、そのほかに法律の文面では「又はこれに準ずるやむを得ない理由があるとき」と、これは今回のような法律ができました、検査に準ずるような、こういう特別な法律による義務的な入港ということも予想いたしましたのでこの法律の規定ができております。そうして従来も準ずるという事例をいたしましては、LPG積載船等がガス抜き作業等のために入港する、そういう作

業の油による海水の汚濁の防止に関する法律

本日の会議に付した案件

船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律

委員中谷鉄也君辞任につき、その補欠として中

谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員中谷鉄也君辞任につき、その補欠として加

藤万吉君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員中谷鉄也君辞任につき、その補欠として中

谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員中谷鉄也君辞任につき、その補欠として中

第三類第五号

産業公害対策特別委員会議録第七号 昭和四十二年五月三十一日

な被害を受けたことは事実でございます。今回の法案が成立いたしますと、すべての日本の沿岸から五十海里以内は大型船舶の油の投棄が禁止されますので、これによって取り締まりを受けないものということになりまして、全く小型船舶だけになるわけでございます。したがって、従来からの油の汚濁は、港内は別といたしまして、大きな海水浴場とか養魚場のありますような一般的な海浜におきましては、主として大型船舶による油の汚濁あるいはタンカーによる油からくる汚濁というものが主たる原因であつたと思つてございまして、けれども、今後は取り締まりの及ばせん小型の漁船であるとかあるいは小型の遊覧船というようにすることになりますので、まず被害の大部分は防止できるだらう、こう考へてよろしからうと思ひます。

○中谷委員 五十海里以内という基準の中において、九〇%程度の油の汚濁が防止できるだらうという予測と、そのような法律効果をこの法律は持つてゐる、こういうふうな御答弁でございまして、いわゆる三海里というふうなこともございまして、いづれにしても、海水浴場というふうなことになるまいと、五十海里という範囲内における油の汚濁の割合が何トン以上の船かということとはあまり問題じゃないと思ふのです。要するに、海水浴場というものの定義は私にございまして、たゞけれども、特段に法律上の定義はないようでございます。とにかく何十里の先まで海水浴場というものはあるはずがないわけなんです、そういう海水浴場に関する汚濁については、大きな船よりも、百五十トン以下の船、要するに本法による規制の対象外の船による汚濁のほうがむしろ多いのではなからうか。大臣の御答弁はそうじゃないという御答弁でございましてけれども、そのような汚濁の原因は一体どういうことになつてゐるんだらうか。百五十トン以下の船の分担すべき汚濁のパーセント、あるいは百五十トン以上の汚濁のパーセントというふうなことに、ひとつ政府委員の方から御答弁をいただきたいと思ふ。

です。何か聞くところによりまして、五十海里といひますか、三十海里とか四十海里のところでの油というのは、別に海岸のほうへは寄つてこないのだというふうなことも聞きました。それからまた、まだ厚生省の方おいていただいていないようございましてけれども、たとへば尿の海上投棄というふうな問題も、何も五十海里まで向こうに行つて投棄してゐるわけではございませんね。そういうこととの関連において、海岸線に近い、すなわち海水浴場の汚濁の責任を追及されるべき油汚濁の原因というものは、むしろ私は百五十トン以下の船にあるんじゃないか、こういうような感じがいたしますので、答弁をお願いいたします。

○大橋国務大臣 従来湖南等でもよく海水浴場の海水に油が浮いてゐるということで問題になつたことがございまして、これらの原因は、詳細調べたわけではございませんで確たる根拠に基づいて申し上げることはできませんが、大体いままでの調査によりますと、まず外洋に面する海岸において五十海里以内の範囲内で大型船舶並びに百五十トン以上のタンカーの油の投棄を取り締まれば、大体それによつていままでの汚濁の九〇%は防止できるだらう、こういうふうな一般的に測定をいたしてゐるわけでありまして。

○中谷委員 政府委員に御答弁をいただきたいと思ひます。

私が関心を持つて問題にしているのは、五十海里というその範囲内における全体の汚濁防止がどの程度この法律によつてできるかということ、大臣の明快な御答弁がありましたので、それはよくわかりました。九〇%ということとはよくわかりました。この前提で御答弁をするわけですか。もう一度、しつこいのですけれどもお尋ねをいたしたいけれども、海水浴場といふもの、そのような場所における汚濁の場合は、その九〇%といふものではない、むしろ百五十トン以下の小型船舶のいわゆる汚濁などというふうなものがより多く影響するのではないか。逆に、今度四十八海里とか四十七海里のところから油が排出されておつても、

それほど、要するに海流に乗るわけではございますから、和歌山のほうでいへば黒潮に乗つて太平洋に流れて行つてしまふわけですから、別に海岸のところまでこないじゃないか。そうすると、海水浴場の汚濁といふのは、この法案によつて海水浴場の汚濁を取り締まるのだ、そういうことのないようにするのだとおしやるけれども、法律効果がどの程度期待できるだらうか。私こういうふうなお尋ねのしかたをしてゐるわけですが。

○大橋国務大臣 いろいろ御質問を聞きながら私も考へてみたのでございまして、まず海水浴場には、日本の場合には内湾における海水浴場と外洋に面した海水浴場とあるかと思ひます。外洋に面した海水浴場の場合におきましては、百五十トン未満の船舶の航行する割合は少のうございまして、こういうところのいままでの海水の汚濁は、主として五十海里なり十海里なり、すなわち五十海里以内の水面で油を投棄したというふうなものが波に流されて押し寄せるというふうなものが多かったと思ひます。これが全面的に今度排除されるわけでございます。次に、内湾における海水浴場も相当ございまして、内湾におきましては、小型船舶の往来がかなりひんぱんだと思つてございまして、従来からの港則法の規定によりまして、それが港湾から一メートル以内で港則法の適用区域でございまして、これは港則法の関係で押えられておりました。しかし、それ以外の内湾においては、もとよりともう大きな船はめつたに通りますし、もとよりともう小さな船が引き続くき通るわけではございますから、これに対しては、この法律ができてはたしてどの程度改善の実があるかといふことになりまして、これは外洋に比べれば効果は薄いではなからうか、一応常識的にこういうことは考えられると思ひます。

○中谷委員 私自身いづゆる港則法という法律について詳しく検討し理解をしてゐるわけではないのですけれども、要するに、港則法の目的といふのは、港内における船舶交通の安全と港内の整頓をはかることが目的の法律であるといふことは理解しております。ただし、その港則法の中に二十四条の規定があつて「何人も、港内又は港の境界外一メートル以内の水面においては、みだりに、云々、要するに、ごみその他を捨てちゃいけないんだ」という規定がある。そうすると、港則法の法目的とは若干違つてゐるけれども、海水浴場の何千メートル近くでものを捨てちゃいかぬ、あるいは、特に日本の場合は外国と違つて養殖漁場といふのは非常に多いと思ふのですが、そういう養殖漁場の何千メートル以内でものを捨てちゃいかぬという、この港則法二十四条と同趣旨の規定を設けること、これは港則法の中に追加されるのか、あるいは港則法の目的とは全然違ひますから単独立法ということになるのか、この点についての大臣の前向きな御答弁をひとついただきたいと思ひます。

○大橋国務大臣 御質問の御趣旨ははっきりわかりました。御指摘のとおり、港則法の適用も受けないし、五十海里以内の海岸ではあるけれども、しかし小型船舶すなわちこの法律の適用外になる船舶からの油によつて海水浴場あるいは養殖漁場等の海水の汚濁があるではないか、これに対しては、この法律は解決策にならないおそれはないかといふ点でございまして、その点は私、確かに御質問のようないふ点がある点と認めるものでございまして。そこで、この法律といたしましては、たゞたびたび申し上げましたごとく、海水の汚濁防止に関する国際条約を海運国たる日本としてはぜひとも批准しなければならぬと、また、国内の公害対策としても必要だ、こういう見地での法律を出したわけではございません。そこで、内容的には条約と全く同一のものを取り締まるという点に主眼が置いてあるわけではございません。それ以外の養殖漁場、海水浴場等における海水の汚濁といふのは、これは条約を離れたわが国の現状に即した一つの公害問題として今後社会的に無視することとはできない問題であると思つてございまして、これにつきましても、できるだけそれを防止する措置をとることができればとるべきものだ、

こういう考えはもちろん否定するものではございません。私も思っています。御承知のとおり、この法律でもおわかりいただけますように、油の海上投棄を禁止するにあたりましては、廃油の処理事業というように準備しなければ法の徹底を期するわけにまいりませんので、一般的に養殖漁場の付近とかあるいは海水浴場の付近という場合には、小型船舶の油の取り締まりもするということになります。そういう区域に、どうしてもやはりそうした問題が当然伴ってくると思うのであります。もちろん、公害防止の立場からいって、それが必要なことではございますが、運輸省の今回の法案提案における立場といたしましては、まず国際条約の批准ということとを第一段階にいたしまして、その範囲で必要な規定を国内法で用意しよう、一般的な海水の公害問題については今後の検討にまとう、こういう考え方でございまして。

○中谷委員 水産庁の政府委員の方にお尋ねしたいと思ひます。

お尋ねをいたしたいことは、特に養殖漁場などというふうなものの存在、これはほとんどふえてくると思ひます。これに対する油などの、工場廃水等はもちろんでありますけれども、被害が非常に大きい。この場合、この法案によりますと、条約に右へならえしたんだ、だから百五十トンの油送船と云うところで条約どおりこれも押えたんだと云うことだけれども、この日本の現状から申しまして、百五十トンで押えられることによつて、いわゆる養殖漁場の被害防止ができるのかどうか。さらに、いろいろなむずかしい問題はあつて、その点についての防止装置をつくるのかどうかというふうな点についての要望が水産庁のほうにはないかどうか。さらに、いま私が大臣にお尋ねをいたしました、養殖場の付近においては港則法の規定に準じたような規定を設けて、油等による汚染を防ぐべきではなからうかというふうな点についてひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○山中政府委員 ただいまのお尋ねの点でございますけれども、私どものほうの関係で養殖場、特に油の関係ではノリの養殖場が大きな影響を受けるわけでありまして、これで申し上げますと、北のほうから大どころ被害を受けておるところが宮城県、……

○中谷委員 私の申し上げた質問にだけ答えていただければけっこうです。

○山中政府委員 その点、大型のタンカーから出てくるというか、大型のタンカーが加害原因であります。しかし、直接被害でなくて、におい等によりましてノリが値段が幾らか下がってしまうというふうな場合は、これは比較的原因がわからない小さいものに類するものではないかというふうな考えられます。しかし、世上あるのは水産界でかなり大きな問題になりましたノリの大被害、これはやはりみな東京湾あるいは三重県、四日市沖その他比較的五十海里以内の大型タンカー等の油の流出による、こういうことが多く考えられます。

それから、いまの養殖場について、特に業界からの要望の点につきましては、これは油の油濁問題という形でなくて、ノリ業界からは、公害基本法のほうで被害を考えてほしい、被害者に対することを考えてくれというふうな要望は聞いております。

それから、百五十トン以下に下げる、あるいは一般の船を、いま百五十トンになっておりますが、それを以下にするという点につきましては、部内ではいろいろ検討してまいりましたし、漁船については、その点でできるだけ指導して、油水の分離装置をつけるなり何なりして、われわれとわが手でよくするということはないうようにとめてまいりたい、こういうふうな考えをしております。

○中谷委員 同趣旨のお尋ねを厚生省の政府委員の方にお尋ねしたいと思ひます。

私がお尋ねをいたしたいのは海水浴場について

です。私は同じことを繰り返すのはあまり好きではありませんけれども、要するに、海水浴場あるいは養殖漁場というふうなものは、港則法と同趣旨の法によつて保護されるべきだということなことを考えているのですが、それはさておいて、私は海水浴場というのをいろいろところで調べてみましたけれども、一体海水浴場というのは厚生省のほうで何なのですか。海水浴場というものは、ばが特にこの法案の趣旨説明の中にも出てきていますので、その明瞭な定義というものはあまりございませぬ。それで海水浴場の汚濁を防ぐのだというのですけれども、これは非常に常識的に海水浴場なんだよといつてしまえばそれまでなんですけれども、一応その点についてひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○館林政府委員 一応の調査によれば、全国で約六百万所海水浴場があることになっております。

しかし、お尋ねのとおり、正式に地方の条例等によつて海水浴場として許可を受けて海水浴場を開いておるといふようなところは、確かにそれが正式の海水浴場として考えることはできますけれども、条例等によつて明らかに海水浴場という正式な指定が行なわれていないところは、これが海水浴場といふことをだれが認知するのかというところは、非常にむずかしいところがございます。一応各都道府県の観光関係の役所が、どこそこの海水浴場というふうな呼称をしておるものを集計したものが、ただいま申し上げましたような六百万所に近い五百数十万所、こういうふうな数字になっておるわけでありまして。

これらに対しまして、お尋ねのような海水浴場の生活環境を保全するためにどのような配慮が必要であるかということでございますが、これはいづれ公害基本法が制定されまして、それに基づきます水質基準がきまります場合に、地域によつてこれはもちろんある程度相違があると思ひます。やはり海水浴場のような環境を維持する必要がある規定がなされるということであれば、その

基準を守るためにいろいろの面で今後保護していかなければならぬ。その場合に、今回ここで御議論をいただいております油の関係の法律もそれに協力いたしますし、またふん尿のようなものの投棄に關しましては、清掃法というものが今日ございまして、一定の海面には汚物を流せないというふうな規定がございますが、それらのものが相協力してその水質の維持をするように運用に關してつとめる。もし運用だけではうまくいかないというふうなことであれば、個々の法律を改正してでもその基準を守る方向でいく。かような運びにならうかと思ひます。

○中谷委員 一つ私疑問に思つてゐる問題について、たまたま政府委員の御答弁の中に、公害基本法のほうのおことは出ましたのでお尋ねをしたいと思います。この法案は、五十海里以内の油の汚濁の規制に關する法案でございます。そうすると、環境基準というところに相なりますと、いわゆる三海里領海説との関係において、環境基準の設定というのは、この法案では五十海里以内の油の汚濁に關して規制している。そうすると、どの範囲まで公害基本法は——この法案との関係において親子の關係に私はある面において立つと思ひますが、そういう關係において環境基準の範囲の設定はどういうことに相なるのか。環境基準の範囲というのは相当の地域——こまかいことは聞きませんが、これも、要するに三海里以上五十海里以内の環境基準の設定というところはお考えになつてゐるのでしょうか、この点はいかがでしようか。

○館林政府委員 今回の公害基本法の基本的な考え方の中に流れるものは、国民の人としての生活が中心になつておるようによつてお尋ねをいたします。しかしながら、同時にその人に關連する動植物關係の環境をも考えていく。それに対する、たとえば水産あるいは植物というふうなものに対しての公害も考えるという考えが入つておるわけでありまして。ただそれを非常に広く考えますと、單に五十海里にとどまらず、漁業の地域に至るまですべて

五

であります。

○中谷委員 この問題についてはもう少しお尋ねいたしたいと思ひます。

要するに、子供は本能的にとかく海に行つて遊びたい、こういう気持ちを持つてゐると思ふんです。そういう中で計測的ないわゆる環境基準といひますか、こういう状態の場合には泳いではいけなひのだといふことをまず早急におやりいたいただくことが一つ。同時に、子供が海へ来た、とかく油が流れておつても泳がない状態だといふので引き返すといふのならいいんですよ。そうじゃなしに、きようはこういう状態で泳いじやいかぬのだ、健康に害がありますよといふことは、そうすると一体どこに責任があるんですか。保健所がそういう問題について、こういう日には泳いじやいけませんよといふことを子供に指示をする、そういうことを周知させるという厚生省、要するに保健所に責任があるのか。それとも、警察庁の方もおいでいただいてゐると思ひますけれども、警察のほうで責任という問題が出てくるのかどうか。それとも一体、夏休みだけでもこれは文部省の学校の先生なんだといふことになるのか。学校の先生といふのはおかしいですね、警察といふのもおかしいですね。やはりまた厚生省に戻つてまいりますよ。そういうようなことについて、現在これほど海水が汚濁してゐることは何もう厚生省の責任じゃないと思ひます。だからといひて、こういうふうな状態を放置しておくわけにいかぬ。また海水浴の季節が近づいてきた。海水浴に行つたために子供の皮膚が荒れた、病氣になつたといふような例を私も聞いておりまして、これは非常に残念なことだ、こういう点についての措置をどうされるか。非常にしつこいようですけれども重ねてお尋ねをいたします。

○田川政府委員 いまおっしゃられたように、保健衛生の面については私どものほうでこれは監督をしなければならぬわけでありまして。従来からも指導しておりますが、今後とも都道府県を通じて、また保健所を通じて保健衛生上遺漏のないように私どもは万全を期してまいります。

○中谷委員 まあ万全を期されとおっしゃるのですけれども、いわゆる水質基準そのものができていない。水質検査をどういうふうにおやりになるかという御方針も立っていない。ですからその点についての早急な、御専門の政府委員もおられるのだから、現在の措置として、いま一度明確な御方針を私はやはりお出しいただきたいと思ひます。

それから、文部省の方においてをいただいておりますので、本法案の審議に直接の関係はないと思ひますので簡単にお答えをいただきたいと思ひますけれども、要するに、海水浴場が汚濁いたしまして子供は海を追われていたといふような状態、文部省の対策としてはプールをつくつていくといふことに相なつておりますけれども、同時に、プールの水質検査についても、厚生省はすでにこの点については方針を決定しておられるようにすけれども、文部省におきまして、プールの水質が健康に非常にふさわしくないといふような状態があると思ひますが、こういうような点も、これは海がよくなったといふ原因、それが結局今日に及んでゐるという問題だと思ひますけれども、子供の健康を守るといふ観点から文部省にもお答えをいただきたいと思ひます。

厚生省、もう一度水質検査というような点を御答弁いただきたいと思ひます。

○館林政府委員 これは、ただに海水浴に限らず川もかなり水泳の対象となつております。川を含めまして、水域における健康に影響する要素といふものは、早急に検討する必要があるわけでありまして、それはただに川が汚れるという油だけの問題ではなくて、化学工場等から排出する種々の化学薬品といふものが、全部これは規制の対象として検討する必要があるわけでありまして。今後私どもとしては、できるだけ早く、海水浴をする人々がどのような健康障害を受け、どの程度以上の濃度のものではあれば障害があるか、また、それを監視する監視網をどのようにするかということ

は考へていく必要があるわけでありまして。ただ、先ほど来お話がありましたように、海水浴場は、一応六百カ所と申しましたも、日本の海岸はほとんどすべて泳げるような場所でございます。これらの地域を全四六六時中検査するといふことは容易でございます。そこで、保健所が重点的に多数の人々が集まる場所を十分能率的に検査するといふこと、今後指導を強化してまいりたい。そういうための基準といふものは早急に検討してまいりたい、かように思ひます。

○西村説明員 学校の水泳プールの水質検査でございますけれども、文部省では学校衛生基準といふものをつくりまして、詳細にそのやり方を指導しております。浄化装置のつくり方からプールの水の消毒の問題、使用のしかたとか、かなり詳細なものができておりますが、これをさらに徹底してまいり努力してまいりたいと思ひます。

○中谷委員 館林さんにお尋ねします。

何もう全部の海岸線になんといふことで申し上げてゐるのじゃないのです。五百九十カ所という前提でお尋ねをしております。そういうふうな御答弁になるなら、もう一度こういうふうにお尋ねします。要するに、一日に五千人以上六千人以上八千人以上が行く海水浴場の数といふのは、警察庁で調べていただいたところによると三百五十八カ所あります。それから、三万から八万人の人が集まる場所が六十カ所ございます。それから八万人以上人がとにかく一日に集まる場所は二十八カ所あるのです。そういう五千人以上といふふうなところについて、強制的に泳ぐなどいふことを言えるとか言えないとかいふ問題は別として、子供の健康を守るという意味から、少なくとも一日五千人以上六千人以上八千人以上が集まってくる海水浴場三百五十八カ所、それから五千人から三万人まで一日に人が来る二百七十カ所、その他といふふうなところについては、少なくともこの六月ころまでには、いろいろな観点からの水質検査、どのように海水浴場が汚染されてゐるか

という問題については厚生省はやはり責任を持つて御調査いただきたい。それについて、それを直ちに規制をできる状態であるかどうかといふことをお聞きしてゐるのじゃない。そういうようなものについて御調査があつて、そういう御調査が明確に出てこそ、あらためてこの法案等についてもさらに将来改正すべき点は改正をするといふふうな問題が私は出てくると思ひます。この点についてはお約束をいただきたいと思ひます。政務次官にひとつ御答弁をいただきたい。

○田川政府委員 ただいまおっしゃられたような、大ぜい泳ぎをされる海水浴場、そういうようなところにおきましては、できるだけ御趣旨に沿うように水質の検査を今後厳重にやるように努力してまいります。

それから現在でも、先ほど局長から言ひましたように、たとえば神奈川県なんかにおきましては、保健所で毎週二日ぐらい水質の検査、菌の検査をやつておるというところもございまして、大ぜいの集まるようなところでは、できるだけそういうような検査をやつていくように今後指導してまいります。

ただ、話がまた繰り返すになりますけれども、それでは、それでもつてすべて規制をするといふことになりまして、かえつてこれがまた国民の積極的な健康保持という面で萎縮をする面もございまして、そういうことも考慮をしてやつてまいりつもりでございます。

○中谷委員 だから、私自身も申し上げてゐるやうに、それが直ちに規制につながるという観点ではなしに、どの程度汚染してゐるのかといふことは、厚生省の責任において早急にと、これは一言でつけこうですが、いま一度その点を御答弁いただきたい。

○田川政府委員 早急にやつてまいります。

○中谷委員 そこでこれは私、大臣に御答弁をお願いするわけではないのですけれども、お聞きいただきたいと思ひます。

と申しますのは、私自身、やはり港則法の規定

と同じような、三千メートルとか五千メートルとかよくわかりませんけれども、とにかく海水浴場とか養殖場の近くではものを捨ててはいけないのだ、百五十トン以下の船、すべての船についてですね。そういう規定がなければ海水浴場の汚濁というものは防止できないのではないかと、このことを何べんも、これはしつこいのですが、そういうことを感ずるのです。そこで、そういうふうな海水浴場の汚濁に伴いまして、先ほど館林さんの御答弁の中にありましたように、子供が海で泳ぐときに、いわゆる遠浅のところから出ていってしまつて、要するに汚濁してないところをさがし始めていくわけですが、ここに和歌山なんかでは、だから、どこで子供が泳いでいるかわからぬ。とにかくきれいな海があったら子供が泳ぐというふうなかつこりになつてきています。というふうなことで、私は、遠浅の海水浴場の汚濁というふうなことが、最近子供の海難事故の原因にもなっているのではないかと、こういうふうな感じもいたします。特に河川等におきまして、従来は泳いでおったけれども、そこが泳げなくなつた。したがって急流で泳ぐというふうなことで、子供の水難事故が非常に多くなつています。これも私は一つの公害、海の汚れたことの一つの悪い結果だと思ふのです。

警察庁の方おいでいただいているようでありまして、最近の子供の、海におぼれた、川におぼれた、そういうふうな状態について、これは交通事故に匹敵するあるいはそれを上回るような数というふうには聞いております。こういう残念なことがあつてはいけないことだと思ふのです。そういうような点について警察庁の立場から御答弁をいただきたい。同時に、この機会に、そういうふうな子供の命を守るという点について、どういうふうなすべいか。ことに建設業者が穴を掘つて砂利を採取して、そのまま原状回復しておかないというところで、深みにはまるというともずいぶんあります。こういうことで警察庁の御答弁をいただきたいと思います。

○今竹政府委員 最近の子供の水の事故でございますが、海の問題を見ておきますと、必ずしも御指摘のように水泳に行つて水泳でおぼれる、もちろんそれは基本的な形でございますが……

○中谷委員 詳しく年齢別に言つてもいいまいしうか。

○今竹政府委員 水泳等のほかに、たとえば小さい子供でございますと、水のそばで遊んでおつて落ちるというふうな、ほかの遊びをしておつて水に落ちる、あるいは魚釣りとか魚とりというふうなことをしておつて水にはまつて死ぬ、あるいはボートその他で水遊びをしておつて死ぬというふうな、いろいろな形の事故が起きておるのでございます。特に未就学の小さな子供で申しますと、大体家の近くの川あるいは用水堀、せき等で水遊びをしておる、あるいは水辺で遊戯をしておるというふうな事故が四十一年の場合で七百九十七件ほどございます。

それから小学生、中学生になりますと、そういう水辺の遊戯というものはなくて、海とか川とかいうところへ行きまして水泳をしておる、あるいは水遊びをしておるというふうな形のものを中心に、事故が四十一年の場合七百七十四件ございます。

それからあと高校生等は、大体水泳中のものが大部分でございます。三百九十九件、こういうふうな発生いたしております。

○中谷委員 それは、一点だけ厚生省にお尋ねいたしまして、最後に大臣にお尋ねをいたしたいと思ひますが、神奈川県と大阪府などには海水浴場に関する条例があるようでございますが、厚生省

としては、このような条例が各都道府県に設けられる——条例の内容は問題だと思ひますけれども、設けられるという点については適當だ、設けられる方向で行政指導をされるかどうか、この点はいかがでしょうか。

○田川政府委員 条例を設けるほうがよろしいというふうには私も考へております。

○中谷委員 では、また法案についてお尋ねいたしますが、大臣の先ほど、また前回からの御答弁によりまして、いわゆる油送船について百五十トンという規定は、条約と、それからいわゆる経済的な負担というふうな前にお聞きしたやに記憶をいたしますが、要するに百五十トンというこの規定のよつてきた原因、条約にさうあるからというだけでは必ずしも合理的だと思へないので、百五十トンのところに線をお引きになつた理由について、いま少し御答弁をいただきたいと思います。

○大橋國務大臣 何トンを境にしたらいいかという問題だと思ひます。お説のとおり、法律は国内の海水汚濁を事實上取り締まるのであるから、百五十トンがいいか、あるいは百トンがいいか、もっと研究の余地はないか。この点につきましては、まことに御質問の御趣意はそのとおりであると思ひますが、前回申し上げておりましたこと、さしあたりまして国際条約の批准をいたしたいと思ひますので、国際条約を批准するにあたりましては、少なくとも百五十トン以上の油送船については取り締まりが必要であることは事実であります。そこで、とりあえず条約の要求する百五十トンというところを境にいたしまして、一応この法律を実施してみたいと思ひます。今後の実績によりまして、必要に応じてこの法律を拡充整備していくことが適當ではなからうか。したがって、百五十トン以下の船舶の取り締まりが欠けておるために海水汚濁防止の実績が期待できないというふうな場合がありますら、その際に十分に重ねて検討いたしまして、適切な変更をいたしてまい

○中谷委員 非常に率直な御答弁をいただきました。実は私もこの点については、なぜ百五十トンのところに線をお引きになつたのだらうかということについて、私なりに調査あるいは聞いて回つたのですけれども、必ずしも皆さんのほうから明確な御説明がなかったわけなんです。

そこで政府委員の方にお尋ねをいたしますけれども、いわゆる百トン程度の船の場合に、ビルジ排出防止装置をつけることが、船舶所有者の経済的な負担になるといふふうなことはあるのでしょうか。また、そういうことはたいした問題でないということなのかどうか、この点はいかがでしょうか。

○鈴木説明員 ただいまの御質問でございますけれども、小さいものにつきましては金額はたいしたことはないと思ひます。ただビルジは、これは海をよこす程度は非常に少なうございまして、タンカーのバラストが一番大きな問題だと思ひます。

○中谷委員 最後に一点だけ、大臣のほうから、いわゆる様子を見て将来検討すべき場合には検討しようという御答弁がありましたので、一点だけ私申し上げておきたいのですけれども、要するに条約ということですが、日本の国と申しますか、日本の場合は外国に比べて非常に養殖漁場が多い。たとえば私の和歌山でいえば、ノリであるとかカキとか、いろいろなそういう養殖漁場が多い。こういうことで養殖漁場のあまりない外国の場合と同一視すべきではないかという、いわゆる百五十トン以下にすべきじゃないかという意見は、私、調査の結果聞いてまいりました。こういう点をひとつ十分に御検討をいただきたいと思います。

○大橋國務大臣 確かに適切な御意見を承りました。私も大いに啓発されるところがあつたわけでございます。お説のとおり国際条約は欧米から起りましたので、養殖漁場という点では日本は全く条件を異にいたしておるのでございまして、百五十トンというものについて別の考えをする必要があるかもしれせんし、また日本にお

いて百五十トン以下のタンカーが相当多いという
ようなことも考えなければならぬことだと存じま
すので、この法律をまず施行いたしましたなら
ば、そういった点について調べて調査してまいり
たいと思います。

○中谷委員 一応きょうはこの程度にしておきま
す。

○八木委員長 河上民雄君。

○河上委員 私は、先日船舶の油による海水の汚
濁の防止に関する法律案につきまして、総括的な
御質問をいたしましたので、きょうは二、三その
とき漏れましたような点について重ねて御質問す
ることを許していただきたいと思います。

いろいろあるのですが、その後も一度よく国際条
約と、ただいまここで審議されております国内法
を少し読み比べてみて、両者の間に多少違いが
あるのじやないかという印象を受けたのでありま
す。それはどの点かと申しますと、国際条約に
おける第一条(1)のところに、用語に関する定義が
いろいろ書いてございます。その中に、この条約
の中で一番基本的な概念になると思います「排出」
というそのことばについて、「排出」とは、油又
は油性混合物についていうときは、原因のいかん
を問わず、すべての排棄又は流出をいう。」とい
うふうに書いてございます。原文を見てまいりま
すと、排出ということばはデイスチャー・ジとい
うことばになっておりまして、「すべての排棄又は
流出」というところを「デイスチャー・ジ・オア・
エスケープ」というふうなことを使っている
のであります。このデイスチャー・ジといふこと
ばとエスケープといふことばの違いといふものは、
一体どういうふうに理解しておられるのか。
そして国内法を見てまいりますと、この排出とい
うことばにしましては何の定義も加えておらな
いのでございます。国際法におきましてあえて
「デイスチャー・ジ・オア・エスケープ」というこ
とばを、二つの概念というものをはっきり示して
おりますにもかかわらず、わが国内法において

は、そういうことについて何ら触れておられない。
これはおそらく英語のことばの意味を考えてみま
すと、デイスチャー・ジのほうは意識的に捨てた
場合、エスケープのほうはそう意図せざる場合に
あやまって油が出た場合、こういうふうな区別を
して、このあやまってやつた場合にも当然この国
際条約の対象になるといふふうに、そういう基本
的な考え方の方で立っているのじやないかというふう
に私は思うのでございます。このことは、わが国
内法におきまして第五章「罰則」というところがご
ざいます。三十五條、三十六條あるいは三十七
條にいろいろ罰則が書いてございますけれども、こ
その罰則と非常に関係があると思ひますので、こ
の点について伺っておきたいと思ひます。

○鈴木説明員 ただいまの御質問でございすけ
れども、国内法では排出といふことばだけしか
使っておりませんけれども、実質的には条約と同
じ内容のものを規定しておるわけでございす。
したがって「排出」といふ意味は、条約でい
います「排棄又は流出」といふのを合わせた意味
だといふふうに考えておる次第でございす。

○河上委員 もしそういうことでありますれば、
これは後の罰則の場合に非常に関係があるわけ
でございますが、もしそういう解釈であるならば、
はつきりと法律にうたうべきじやないか、私はそ
ういふふうに思うのでございす。仕事で向こう
へ行った船乗りの話によりますと、アメリカなど
のごときは、あやまってこぼした場合でも非常に
きびしい罰金を課せられる、しかも即決で金を払
わなければならぬ、こういうふうになっておるの
であります。そういう国際的常識という点から
見まして特に「デイスチャー・ジ・オア・エスケ
ープ」ということばを使っておるのでございす。

したがって、国内法におきまして、排出とはど
ういう行為をさすのかといふことを定義しなけれ
ば、この法案全体がほとんど無力になるといふお
それがあると思ひます。その点ははっきり
りとここで大臣の責任ある御答弁をいただきたい
と思ひます。

○大橋國務大臣 第五条の油の排出禁止の違反者
に對しましては、第三十六條で、違反となるよう
な行為をした者は懲役または罰金という規定がで
きております。この行為といふのは作為及び不作為
でございますから、したがって、排出という結
果を生ずることを知りながらある行為をした者、
またはそれを防止するに必要な行為を怠った者、
この兩者を含んで罰則が適用になる、こう思うの
でございます。その場合に、明らかに過失に基づ
くものであるといふことになりまして、その場合
におきましても、やはり罰をかけるという解釈だ
そうでございます。

○河上委員 ただいま大臣からは、そういう解釈
があるそうなんです……

○大橋國務大臣 いや、政府の解釈はそういうこ
とだそうなんです……

○河上委員 しかし、この國際條約の場合でも、
もしそういうおそれがないとすれば、解釈で済ま
すことができるはずでございまして、特にここに
明記してあるといふのは、過去の長年にわたる実
例からそういう必要を感じたからこそこういう条
約ができておると思ひます。その意味
におきまして、国内法におきましても、そういう
点をはつきりと、作法的な場合と気がつかないで
やつてしまつた場合と、はつきりと兩者を含むと
いうことを排出の定義としてここに入れていた
かなければ、この法律の意味がなくなるおそれ
がある。また大臣がかわられたり、局長がかわら
れたりいろいろいたしますと、いや実はそういう解
釈がないといふようなことになるおそれもあると
思ひますので、そのことをここではっきりさせる
必要がある、私はこういうふうに思つておりま
す。

○大橋國務大臣 ただいまの解釈は法制局の認め
た解釈でございまして、そういう解釈のもとにこ
の法案を提案いたしておる次第でございまして、
大臣がかわつたからという——私、個人的な意見
を申し上げたわけではございせん。この私の答
弁は長く速記録に残りまして、この法律解釈のた
めの重要な参考資料と相なるのでございすから、
運用上は差しつかえないものと考えます。

○河上委員 こういう問題は、必ず非常に微妙な
境界の上で事件が起こる可能性が多いわけでご
ざいす。そういう意味からいって、もしそういう
解釈が確定しておるならば、当然法律の上に明記
すべきではないか、私はそう考えるのでございま
して、この法案はまだ成立に至っておらないわけ
でございますから、その論議の過程を通じてはつ
きりそういう点に持つていかなければいかぬとい
うのが私の感じでございます。ひとつそういうふ
うに努力するといふお約束をここでいただきた
いと思ひます。

○大橋國務大臣 私は、この法案は修正の必要は
ないと考えるのでありまして、「排出してはなら
ない。」これが第五条の規定でございまして、そ
の「排出」といふのは、この条約を施行するた
めにできた法律であり、その条約の中には「排出」
の定義がすでにうたつてあるわけでございす。
その条約で定義された「排出」といふ字句を使
ひまして、「排出してはならない。」という規定が
ある以上は、その「排出」といふ解釈は条約と同
じに解釈することは解釈上当然でございす。そ
れから「排出してはならない。」という規定の違
反となるような行為をなした者は罰せられるとい
う趣旨でございまして、行為には作為と不作為が
あります。すなわち、排出といふ結果を生ずると
いうことを知りながらあえてその原因となるべき
ような行為をした者、これは作為による違反であ
ります。また、排出といふ結果が生ずることが明
らかでありながら、それを防止する行為を故意ま
たは過失によつて怠つたといふことは、これは不
作為による違反でございすので、法律解釈とい
はしましては一点疑いを差しささる余地はない
のでございす。

○河上委員 これ以上押し問答いたしましたも、
時間も限られておりますので、いまの大橋さんの
御解釈は、国会の議事録を通じて長く記録さ
れて拘束力を持つものだと私は考えますけれど

も、やはりそういうことは、法律というものはある基準を示して指導するという役割も持っているわけですから、そういう点はもっと疑いを生じないようにはつきり書くべきでないかというのが私の考え方でございます。

第二点といたしまして、先ほど中谷委員からも、そして私も先回お尋ねしたのでございますが、例の百五十トンという線でございます。百五十トン以下の小型タンカーについてどういうふうに取り締まるかという問題が一つ出てくることと、それからこの前お答えをいただきましたあと、神戸港の実情をちょっと調べてみたのでございますけれども、それで見ますと、内航船舶トンの入港隻数ですね。船の数を見てまいりますと、これは四十年度の神戸港の数字でございますが、百トンまでが三千七百九十一隻、全体の七・四％、百トンから五百トンまでが三万二千五百八十九隻、パーセンテージにいたしました六五％というところでございます。つまり、これを合わせますと七二・四％、隻数におきましては、五百トン以下の船が実に七二・四％も占めておるのでございまして、そういう数字を考慮してみますと、百五十トンあるいは五百トンという線がはたして適切であるのかどうか、ことに瀬戸内海のように内航船舶の多い場合においては、はたしてこれでよいのだろうかという疑問が出てくるのでございます。その点につきまして、前回は大橋さんから、この新しい法律だけで九〇％の油による被害を除去することができるといふ御答弁をいただいたのでございまして、こういう点から見ますと、そういうことがそう簡単にいえるかどうか、トン数と隻数では基準のとり方が違つてまいりますが、その点をちょっとお伺いしたいと思ひます。

○大橋国務大臣 この五百トン未満の中には百五十トン以上のタンカーも相当あるのじゃないかと存じますので、その分は隻数からも減ってくると思ひますが、それはまあ別問題といたしまして、いままで海水を汚濁しております最も大きな原因

は、何といつてもタンカーのバラスト水によるものなのであります。この点につきましては百五十トン以上は今度は罰則でもって禁止されることになりまますので、これは有効に防止できると思ひます。問題は、御指摘になりました、また先ほど中谷委員からも仰せになりました百五十トン以下のタンカーのバラスト水の取り締まりがないじゃないかということでございます。これにつきましては、さしあたりは私どももいたしましては、この法律で直ちに禁止する措置はとっておらないのでございまして、この法律を施行した上で、なお瀬戸内海とかあるいは海水浴場、養殖場付近であるとか、そういうところにおいて海水の汚濁がなお耐えがたいというような場合におきましては、ある程度行政指導によつて措置いたしますとともに、必要に応じては新たな立法によりまして百五十トン以下のタンカーについても取り締まりを励行するという決意をしなければならぬと思ひます。要は法律施行後の公害の程度いかんでございまして、その状況を見て態度を決定したいと存じます。

○河上委員 ただいまの問題、百五十トン以下の小型タンカーについてなおかなりの被害があるとすれば、またあらためて法改正を行なうつもりであるというお答えでございましたが、なお念のため申し上げます、タンカーにつきましては、これは正確な数字じやございませんが、神戸港の場合ですと、百五十トン以上のタンカーというものは五〇％くらいにしかならないというふうなことをちょっと聞いたのでございまして、つまり隻数の場合です。トン数ではございません。そういうことから考えまして、タンカー百五十トン、一般船五百トンという線は、どうも日本の実情から考えますとやや甘いと思ひますが、合わないというか、そういうおそれが非常に多いように思ひますのでございまして、そのことを十分お考えいただきたいと思ひます。

続いて、今度の法を施行する場合に、それに伴う予算措置と取り締まり方針につきまして若干お

尋ねたいと思ひますのでございまして。

まず第一に、従来とも港則法で十分にそういう問題を取り締まつておたというふうな考えられるといたしましたら、海上保安庁では従来こういう問題について港則法に基づいてどの程度のことをやつておたのか、そういうことを一度お伺ひしておきたいと思ひます。

○大橋国務大臣 まあ、政府委員をお呼びいただきましたまして聞けば、いろいろこうもやつた、ああもやつたというふうなことをお答え申し上げるかもしれませんが、実際上正直なところを申し上げますと、いままでそれだけの十分な船舶あるいは人員等を持つておりませんので、何か特別に苦情があつたりあるいは関係者から訴え出たときに取り締まりに向ふというふうな程度でございまして、積極的にパトロールして、そして厳格に法を實施するというようなところまでは手が届いていなかったというところが、偽りのない実情だと存じます。政府委員が参つておりませんから、その程度で御理解をお願いいたします。

○河上委員 担当者の方がおられないということでございますが、その場合、従来ともそういう取り締まりが十分に行なわれておらなかったとしたしますと、一体今度は、この法律ができた場合にどの程度の熱意を持つておやりになるつもりか。それに伴ういろいろな予算措置なり取り締まりの方針なり、そういうふうなことに御決意を承りたいと思ひます。

○大橋国務大臣 御承知のとおり、本法実施に伴ひまして予算措置を講じまして、主要なる港湾には逐次廃油処理施設を設けることに相なつておるわけでございます。従来海上保安庁の取り締まりが行き届かなかつた一つの大きな原因は、實際取り締まろうとしたとしても、廃油処理施設というものがなかったもので、どうもしかたがないのだらうといったようなことになりがちであつたのでございまして、今後におきましては、法律がはつきりでき、そして無責任な海上投棄を防止するた

ますので、今後は取り締まりに留意させることにいたします。

○河上委員 ついでにお伺ひいたしますけれども、港則法で取り締まる場合、本法との区域の間に若干のギャップがあるわけでございますが、そういう点については、従来どおり、その適用外のものについては野放しにするおつもりでいらつしやいますか、それとも何らかの便宜的な措置をとられるおつもりでいらつしやいますか、その点をお伺ひいたします。

○大橋国務大臣 今度こういう法律ができましたので、法律の適用外のものにつきましても、できるだけ法律の趣旨に従つて廃油の処理をやつていく、そして港域を汚濁させないやうにとつとめたいと存じます。また、その決意さえありますならば、港則法のいままで適用が困難でありました条項について、これを厳格に適用するという措置によつてその方針がなし得ると思ひます。

○河上委員 いま海上保安庁の担当者の方がおられないということでございますので、このことはまた追つてお伺ひしたいと思つております。

また法案に返りまして、罰則という第五章がございましてけれども、この中で第三十六条に「第五條第一項又は第六條第一項の規定の違反となるやうな行為をした者は、三月以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。」とあるのでございまして、けれども、ちょっと私が調べましたところによりまして、アメリカなどはそういう場合非常に罰金が重いのでございまして、大体どのくらいになつておるのか、それを伺ひたいということが一つ。それから第二に、油が流れた場合に、それをきれいにする薬か何かあるそうでございまして、それをやるのに少なくとも十萬圓ぐらいは軽くかかつてしまふというやうな話でございまして、量が多ければもちろんもっと高くなるわけでございますが、そうしますと、そんなことをするよりは罰金でも払つたほうがいいんじゃないかというやうなことになりかねないやうに思ひますし、うまくやれば免れておかないやうなやうなこと

準、こういうものが新たに今回の公害基本法の中にはっきり打ち出されてきておるように私も承知をいたしているわけでございます。この環境基準でございますが、これに対する考え方はいろいろな面から考えられるわけでございまして、まずその環境基準をどのような程度の広さで考えていくかというおられるのか。たとえば、広くは日本全体という立場で環境基準を考へることもございましょう。あるいは都道府県単位というように考へ方、あるいは市町村単位というように考へ方、あるいはこの工業地帯というように考へ方、いろいろな考へ方があるかと思いますが、この環境基準の環境の幅ですか、そういう点についてお考えになっておることをお述べいただきたいと思ひます。

○館林府委員 環境基準をきめる水準のとり方は、まず第一にこれ以上よごれたらといひますか、大気であればこれ以上よごれたら、水でも同じでございますが、あるいは騒音でも、これ以上激しくなれば人間の健康がそこなわれるという基準を先にきざし出して、それだけにとどまらず、その上にさらに、単に人間が病気になるというだけでなく、住むに快適なこの程度の生活環境を保ちたいというレベルまで考へていく。すなわち、人間の健康が保持されるためには百の環境があればよいものを、それ以上もつときれいに五十くらいにまでそれを下げていくということ、生活環境をよりよくするということ、下げていくわけでございしますが、その百までの生活環境でなくて健康の保持される限度というものは産業に対して何らの妥協をしないということでございます。その水準そのものは全国一律、少なくとも大気については、あるいは水についても同じでございますが、全国的に人間の健康が保たれないという範囲はどこでも同じはずでございます。ところが、それにプラスして生活環境をよくしてほしいというような産業とのバランスをとって考へる部分については、地域地域において考へ方が違ふわけでございます。また河川であれば、その河川の目的によって違ふわけでござい

ば、もはや水道の水もとらないし、またそれほど魚もいないので漁業を考へないというような河川であるのか、そうじゃなくて、あくまでも従来から相当量の漁業をやっておる、また重要な水源水になっておるといふようなところはおのずから違ふわけであります。したがって、この生活環境の考へる部分は地域によって配慮が違ふということによりまして、かなり類型別に地域的に環境基準は違つていくことになるであらう。

その類型別に違つていくものは、どんな類型でどんな範囲で違ふかというお尋ねでございますが、この点は、大気であれば、あまり狭い地域の環境というのには意味をなしませんので、当然に京浜地区というような、今日の市町村の広がりを超えて一つのブロック、産業集中地域というようにここで配慮をいたしますし、河川におきましては、その河川の使用目的といひますか、河川の利用範囲といふものが、もう下流は水道水源をとらないというものであれば、その下流は下流としての環境基準がきまりましようし、同じ河川を二本に分けることもあり得るわけでございしますが、一般的には一つの河川ごと、あるいは一つの海面ごと、一つの湾ごとというようにすることにましましようし、いま一つ騒音などにつきましては、住宅地域、工場地域というような、その地域の特性といふものを考へて考へていくということとを私どもとしては考へておるわけでござい

ます。○折小野委員 ただいまの御答弁で、人間の健康を保護するという立場からいふなら何ものにも妥協しない。しかし、生活環境を保全するという立場からいふならば、経済の発展との調和を考へていかなければならない。こういうふうにいふ然と区別して御答弁になっておるわけでございしますが、現実の公害がそのようにはたしてさい然と区別できますものかどうか。私どもが普通考へましても、騒音、これは命には差つかえない。別にそれによってからだも特別悪くするわけじゃ

あるまい、こういうふうに通考考へる。しかし、そういう騒音につきましても、これは厚生省自身で御調査になった結果が新聞等に発表されたところを見ますと、騒音といふものも相当生理的に、心理的に、すなわち人間の健康に非常に大きな影響がある。もちろん、そのときそのものが直ちに人間の健康を害するというものでなしに、そういう環境の中に長くおることによって人間の健康がそこなわれる、こういうような調査の結果も出ておるようでございます。これは必ずしも騒音だけではない。大気その他についてもいわれることでございしますが、現実には、人間の健康を保護するということと生活環境の保全ということは、これは単なる程度の問題でありまして、おっしゃるようにはっきり区別して考へていくということがはたしてできるものでしょうか。私どもはちよつとできそうにない、むずかしいように考へるのですが、お考へをお伺いしたいと思ひます。

○館林府委員 私の申し上げようが不十分で、あるいは別の意味におくみ取りいただく部分があったかと思ひますので、この点訂正して申し上げますが、健康を守る基準と生活環境を守る基準と二本立てにするという意味合いで申し上げておるわけではございません。まず健康を守るためにはこの程度の基準が要る。それ以上きびしい基準にするのだ。結局最後は、それ以上きびしい基準だけが残るのです。それが天下に公表する環境基準になるわけであります。そのそれ以上きびしい基準の中に健康を守る基準が隠されていくといひますか、当然に健康を守る基準以上のきびしい基準にする、こういうことでございします。そこで、それにしてはまず設定にあたっては健康を守る基準はどのくらいなんだ、それ以上きびしいにするにはどれくらいきびしいにすればどういふ環境が得られるかといふことは、すべて科学的に明確にした上で、どの基準をとるかといふことをきめていくことになるわけでございしますが、これはあくまでも得られる限りの調査資料並びに外国の資料、WHO等の資料をもとにいたしまして、推定でなく

で、できるだけ科学的に私どもとしては確保したい。動物実験その他、あるいは産業衛生等の分野でかなりそういう公害と人体との関係という研究も進んでおりますので、できるだけそういうものを使いまして、しかもそれにある程度の安全率を見ておきまして、健康に対してはどうしてもこの程度の基準が必要であるというように考へて、さらにたとえば隅田川を例にとれば非常にわかりやすいのでございますが、これ以上隅田川がよければあそこから有毒ガスが出てくる。それによつてあの周辺の人たちが、せきが出る、目がしょぼつくというようなことは、どの程度なんだということは、先ほどの先生の仰せられましたように、水が腐敗するかどうか、自浄作用を保てるかどうかという限界が、もうすでに学界的にはいわれてきているわけであります。それ以上になつたらきわめて有毒なガスが出てくる。しかし、それでは隅田川は依然として通き通つていない、魚も一きも住まない、死んだ川に近いような川になつてしまふ。それ以上に、さらに進んで隅田川をよりよい川にするといふことで調べて、その限度をどこまで持つていくか。ハズレいであつても、あるいはコイ、フナぐらいまでいくか、もつとよくしてアユぐらいまでいくかという限度は、それを保つために必要な、先ほど来先生の仰せられたような排出規制その他の規制があらゆる産業に対してきわめて大きな影響を及ぼす。あるいは都市の下水道の建設に直ちに響いてくるというやうなことのバランスを考へてその環境の程度をきめていく、こういうことで環境基準をきめてまいるわけでございします。

○折小野委員 もう一つ、ただいまの前の御答弁に関連してございしますけれども、健康を保持するための基準はきわめて厳密にきめていく。それ以上のものについては、場合によつて経済の発展との調和をはかる。そういう考へ方に合わせまして、そこにきれいな空気が、あるいはそこにきれいな水があるといふこと、これは経済的な意味でなしに、私たちの住んでおります自然環境として

それが望ましい。また、子供たちにとって、メダカの住んでいる川、住める川、あるいは子供たちが水遊びできる川、そういうものも、これは経済的な価値という面からいけば別問題でございましょうが、子どもが生活するに望ましい社会環境としては、やはりそういうものも必要になってくるのじゃないかと、いふうに考えます。そういう面は、経済の発展という面との調和、こういう面はどういうふうにお考えになっておりますか。

○館林政府委員 したがって、望ましい生活環境というものをどこに置くか。これは、たとえば東京の都市の中を流れる川はどの程度が望ましいかということもございまして、あくまでも子供たちの生活を中心と考えれば、いなかの小川と同じようであってほしいし、さらには上高地の小川のごとくあってくれれば望ましいことは申すまでもございませぬけれども、そういう極端なことでもなくとも、日本の都市の川としてこの程度は望ましい、やはりそういう目標を考えていく必要があるわけでもございまして、たとえば多摩川というものがどの程度の川として都市近郊を流れ、そこを都会人が散策し、レクリエーションの場としていくのにはふさわしいか、今後日本の都会をどのよう

現実には、あえて私どもそういうようなことを言っております。しかしながら、望ましい生活環境というものは日一日と侵害をされつつあるわけでありまして。毎日毎日侵害されていって、毎日毎日その侵害されておる程度というものは高まっています。私たちの周囲には、子供たちが楽しく遊べるような緑もなくなり、また川ももうすでになくなってきておる、こういうのが現実なであります。そういうような点から考えますと、せめてそういう自然を少しでも残していきたい、こういうふうには考えるのは、やはり公害対策の立場からいっても必要なことじゃないか、かように考えております。

ところで、この排出基準にしろ、環境基準においてもそうなんです、今日までの経験からいいますと、一定の基準を設けることによりまして、反面、その基準までは出していないんだ、その基準まではよごしていないんだ、こういうような気持ちはなかなかないかと思う。そういうような事柄が私どもの目にも見えるわけでありまして、すなわち、一定の基準をつくることによってむしろ自然をよごしていく、大気をよごしていく、水をよごしていく、こういうような事柄があるわけでもございまして、こういう点をどういうふうにご考慮されているか。私どもは、せめて現在よごされていない川、よごされていない大気、こういうものはできるだけ現状のきれいなまままで保存していきたい、そういうきれいな状態を保持していきたい、こういうふうにご考えます。そういう面が、予想される公害基本法におきましては何ら考慮されていない、こういうふうには考えられていない、したがって、そういう点についてのお考えをお伺いしたいと思っております。

○館林政府委員 実は、ただいまお尋ねのありました将来の日本の環境というものを、つらつら考えてみますと、これはゆゆしい状況に当面しておると私は考えております。昭和六十年を予測した先般の国のビジョンから考えまして、公害の最も大

きな発生源たる石油の使用量あるいは自動車の台数、そういうものは今日の数倍にも及ぶことが予測され、日本国民の所得がアメリカを追い越すというほどの勢いの所得をこの狭い国土から生み出していく方法としては、当然に公害を最も発生しやすい重化学工業の発達にまづよりほかしかたがない。そういうことで、わが国は公害の非常な発生地になるおそれのある危険をにらんでおるわけでもございまして。したがって、いかに国民所得が増したといえども、この国土が住むにたえないほどの土地になるというところは、国民として十分考える必要があることでもございまして、当面少しぐらい金がかかるということでありまして、たいへんなものを失うことになるということをも、国の上下ともに十分に肝に徹し、将来を予測した対策を立てる必要があるわけでもございまして、その場合に、環境基準をきめたからといって、そこまで許されるというところは十分警戒をする考え方がありまして、むしろ、環境基準は許されても、少しでもよごさないという努力をさせていく必要があることは御指摘のとおりです。

ただ一点だけ、その点に關してはこういう配慮も一応しておく必要があると思ひますのは、先般ある地域で、かなりの公害施策を伴った地域開発という計画があつたにもかかわらず、そもそも公害が発生するという恐怖のために工業立地がとめられたという事例があるわけでありまして。したがって、やはり今日の日本の都会においては、ある程度のがまんはしかたがないという面がある。これをそちら側からものと見ますと、受忍限度といふことを使うわけでもございまして。住民もこれではがまんしていただき、相当国も金を使い企業にも負担を負わせてきびしい措置はとり得るが、しかし、ここぐらいまではやむを得ないという受忍の限度という考え方が環境基準の底にはある。しかし、それを表に押し立てていけば、もうそれ以上にはるかに汚染するおそれがございますので、考え方としては先生のお説のとおりではございませぬけれども、環境基準というものの根底に

流れる精神の中には受忍の限度ということばもあるということをおし上げておきたいと存じます。

○折小野委員 現実の問題におきましてはいろいろむずかしい問題があると思つております。ところで、ただいま申し上げました私の意見でございますが、今回制定されようとした私の意見でございますが、公害対策の基本法でございまして。したがって、一つの目標を定めようということ、これも基本法としては大切なことじゃないかというふうに考えます。そういう点から、今回の基本法に、現在のきれいな空気あるいはきれいな水、きれいな生活環境、これはできるだけ国民のすべてがきれいなまままで保持をしていくべきである、そういうお互いの覚悟を基本法で明確にする必要が私はあるうと思つておりますが、これに対する政務次官の御答弁をお願いいたしたいと思います。

○田川政府委員 ただいまの御質問でございまして、今回の基本法は、あくまでも国民の健康を守るといふことが第一でございまして、先ほど来お説のように経済の健全な発展との調和ということばも入っておりますけれども、優先して国民の健康を保護するということをお今回の基本法の目的に入れておるわけでもございまして、あくまでもそういう精神で今回の立法にわれわれ着手しておるつもりでございまして。

○折小野委員 私が申し上げましたのは、これはある意味において道義的な規定、そういうようなものにもなるかと思ひます。したがって、その規定の法律的な実効というものがどういふ問題ではございません。そのような目標の宣言といひますか、これがこの法の一カ条としてあることが望ましいのじゃないか、それを入れられるお気持ちがないかどうかということをお伺いいたしておるのであります。

○田川政府委員 御承知のように、この法案は数日前に国会のほうに提出をすでにされておりますので、あと皆さま方の御審議にまつというふうな段階でございまして。

○折小野委員 いずれにいたしましても、この基

準の設定というのは、公害対策を実質的に効果あらしめるかどうかという問題が一番ここにかかっておるわけでございます。そういうような面につきましては、具体的にこの法律の中で基準を個々にきめていくというわけではございません。今後政令その他によってきめられていく、あるいは行政指導その他によってやられていくということになつていこうと思うのでありますが、いずれにいたしましても、担当の行政機構の組織として、あるいは担当の皆さんとして、この法の趣旨を十分お考えいただいて、そして基準の設定を行なわれ、またその運営を行なわれるということが最も大切な問題ではなからうかというふうに私も考えるわけでございます。そういうような趣旨で、今後法案の審議に入りましたらさらに十分この法律の効果を高めるような審議を進めてまいりたい、またそのような立場において法の運営をお願いするということで、これで私の質問は終わります。

○八木委員長 次会は来たる六月七日水曜日午後一時より理事会、理事会散会后委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十七分散会

昭和四十二年六月七日印刷

昭和四十二年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局